

する認識の甘さにより藩財政再建が立ち遅れていたという事情があったと思われる。

第七節 高屋焼と古出石焼

幕末期伊万里系 近世初頭の有田磁器創出以来、磁器の製産・販売のほとんどは鍋島領を主とする肥前磁器が地方磁器窯 占めていたが、その独占体制が崩れたのは、文政十一年（一八二八）九月の有田内山の大火による。

文化・文政期の経済・生産の成長で從来、高級什器であつた磁器に庶民の需要が高まり、天秤積窯詰法の開発や窯体の改良による大量生産方式を促していいる折から、有田の独占崩壊は地方磁器窯の活動と創窯を刺激した。かくて文政に続く天保期は、わが国の磁器製産史上の画期的転機の時代となるが、打ち続く飢饉や天保改革による社会的・経済的ショックや有田の復興が地方諸窯の經營危機をもたらすことになった。こうした時代背景の中に、高屋焼と古出石焼は位置したのである。

但丹の磁器窯 京都府舞鶴市の半田窯は、文献・伝承・伝世品とも皆無の上、窯址は完全に破壊されているが、

文政後期から天保期に閉窯したと推定される。現在の限られた出土資料からは古出石焼・高屋焼との関連を認めることはできない。

京都府久美浜町の久美浜窯の場合、窯址は基盤部だけは残る程度に維持されていて、久美浜代官・蓑笠之助（文政五年～天保四年）の援助を得たとの伝承がある。出土資料からも半田窯同様に文政後期から天保にか



写218 高屋古窯第3火床と火格子(高屋地区)

けての操業終期と推定される上、半田・高屋、特に古出石焼との関連に強い感触を得ることができる。

同期に近辺で経営が並行している以上、職人の交流は必然で、久美浜窯が中心的接点となっていたとの印象を受けが、同期には鳥取県に半陶半磁といわれる吉成窯もあり、日本海側では石川県の九谷等を除いて、国を接する但丹因三国に五窯地が並んでいたことは、当時の磁器窯界での偉観であったろう。

高屋窯址発掘 昭和五十四年二月から三月にかけて高屋古窯址発掘調査が行なわれた。昭和五十一年

七月発足した市教育委員会・高屋古窯調査団の活動が実を結んだものである。

窯は焚口を除いて五房の登り窯で、煙道房はなく直接、後山の削除面へ吹き出したものである。焚口と第一房前半は後世の造成で削られており、この傷あとから火床が三段にわたって修復、加層されていることがわかった。各房は上がるにつれて末広がりに拡大されているが、平均して幅五メートル・奥行四メートルあり、第一・第二・第三房とも窯道具が整然と配置されたままになっている。伊万里系丸窯の技術革新期の当時の姿をそのまま残すものとしては全国でも稀な、高い文化財的価値をもつものである。

第二次堆積物（不良品の捨場である物原は、後世の造成で破壊されたものらしく発見されなかつた）および



写219 高嶋屋の名が見える天保2年刊行の『商人買物独案内』

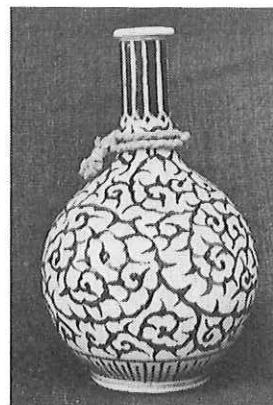


写220 高嶋屋の紅盃破片
(窯址出土)

房内から出土した比較的まとまつた製品破片によると、器型と染付文様の差異による器種は燭徳利8・湯呑14・神酒徳利1・紅盃3・高壺2・石瓶1・重ね鉢1・無文線香立1・かぶと鉢2・皿2・蓋付き飯茶碗3・蓋付きか否かを確認できない飯茶碗6となる。

第二次堆積物中に青磁と瑠璃各一片があるが、小片のため器種を特定することはできない。生焼け片は相対的に多く、窯体各所に見られる火度調整のための補修跡からも、かなり焼成に苦労したものようである。市内で回収された二片の高屋焼湯呑破片も、焼成不充分のままで流通していたことをうかがわせる。廃窯を早めた原因の一つとなつたかも知れない。

紅盃は大中小の一組で、京都・祇園の紅商・高嶋屋の特注品である。京都は京焼の本場でありながら、当時は地元の需要の二割をまかなつたにすぎず、雜磁は焼かなかつた。おそらく紅をしこんで容器がわりに販売したもので、運送経費をコストに盛りこむための雜磁仕立てとなつたものであろうか、紅盃には不向きの薄い緑色に発色している。高嶋屋は天保期には確実に存在していた著名商店であるから、この紅盃は当



写221 当時の下げ紐がついた高屋焼の五升入り大徳利

時の流通の一端をうかがわせる興味ある資料である。

『窯元・本井家文書』は創廢窯の事情を、次のよう
に簡潔に記している（史料は読み下して注をつ
け表記も一部、変えてある）。

「庚子（天保十一年）十一月八日退身の次第。（中略）天保元寅（一八三〇）冬に陶器山開く。予、元主縁有り出役す。そのうち元主方借代銀高およそ千金に余り折節、飢餓に当り諸職食へ高米（年貢米）を用ひ莫大の大錢を損す。酉（天保八年）の八月十五日丑の刻に火災をうけ、家ならびに小建に至るまで十三棟焼失す。是非なき次第に押移り退身。最高大の御助成をもって帰住（下略）」

「天保元年寅歳十一月、高屋村本井仁左衛門、高屋焼を創む。天保七年の大飢饉に遇うて資金欠乏を告げしのみならず、得意先なる大坂西横堀天満方面（陶磁問屋）の需要、漸次減少せし折から、天保八年八月十五日失火し、製造品を全部破壊しつくせり。その後、微々として振わず、同十二年十一月廢業の止むなきに至れり」。ここに指摘された問屋筋の注文減少の記事は、第四・第五房が廢窯前は使用されていなかつた調査結果を裏づけているが同時に、①高屋窯は一単発民窯として専ら問屋がかりであった、②「元主」とは資本主兼経営指導に当たつた問屋である、③独占維持のため他窯製品の扱いを肥前藩から禁じられてきた問屋が有田壊滅

「天保元年寅歳十一月、高屋村本井仁左衛門、高屋焼を創む。天保七年の大飢饉に遇うて資金欠乏を告げしのみならず、得意先なる大坂西横堀天満方面（陶磁問屋）の需要、漸次減少せし折から、天保八年八月十五日失火し、製造品を全部破壊しつくせり。その後、微々として振わず、同十二年十一月廢業の止むなきに至れり」。ここに指摘された問屋筋の注文減少の記事は、第四・第五房が廢窯前は使用されていなかつた調査結果を裏づけているが同時に、①高屋窯は一単発民窯として専ら問屋がかりであった、②「元主」とは資本主兼経営指導に当たつた問屋である、③独占維持のため他窯製品の扱いを肥前藩から禁じられてきた問屋が有田壊滅



写222 高屋焼の開窯記念漢詩染付
皿 (高屋地区・本井昭男氏蔵)

高屋焼史の史料といえる。

陶 瓷 新 開 天 保 年 陶 瓷 新たに開く天保の年
布 金 山 上 簇 窯 烟 布 金山上、簇窯烟る
方 円 著 (カ) 就 怡 如 玉 方円著就、怡も玉の如く

最近、窯元家から染付の開窯記念漢詩字文皿が発見された。起承句中に「陶竈新タニ開ク」「天保ノ年」「簇窯」「布金山上」など、窯名・開窯年・連房窯・位置を示す語が織りこまれ、これも一つの高屋焼史の史料といえる。

の時、自衛上も急拠、地方窯の育成と商品確保を迫られた、などを示唆してはいないだろうか。

「天保八年八月十五日夜八ツ時すぎごろ高屋村火灾と申すにつき驚き起き出で、名代に伴遣し候。(本井)仁左衛門方火元にて万次郎、与兵衛と三軒焼失」(『鳥井』)は「火災」の一件に、「天保十二年八月十三日、先日より高屋村仁左衛門請合いの上納銀、和田垣様(藩奉行)より毎度催促仰せつけられ候につき(中略)受人拙者、五郎太夫よりも少し出銀申談、銀子三百匁、来る毎日上納仕るべく候間、残銀は七ヶ月後まで御延引御願申し上げ候」(同前)は「諸職食へ高米を用い」に対応する。

高屋窯は当時、大いに一般の関心をひいたようで、その見学が遊山コースに組み入れられている。「星後より(中略)高屋村唐津山見物に参り夫より藏(そぞれ)六庵(じくあん)〔上陰・金山中腹〕に登り弁当遣し暮前帰り申し候」(『鳥井』・天保二年四月六日)、「高屋唐津山一見に廻りまかり帰り申し候」(『由利』・天保三年二月十九日)。「唐津山」とは、伊万里系磁器窯を指す通称である。



写223 高屋焼の染付大壺
(市指定文化財)
(元町・遠藤嘉吉郎氏蔵)

五色玲瓏、練庭を照らす
五色玲瓏、練庭を照らす

八十三歳 南溪

後述するように、南溪とは大目付・執政職などを歴任した豊岡士・阪本守清の号で、守清は出石藩儒官・桜井東門とも交わる篤学の士であった。

染付の逸品

高屋焼と断定できる市内の伝世品は大壺から小皿に至る各種染付磁器で、やや赤味を帯びたゴス(天

口の逆方向のひねり貫入が相まって、伊万里伝来わずか一〇年の探窯で地方化する時間的余裕がなかつたもの、その味わいは獨特のものである。その逸品数点は、従来の陶磁界に注目されなかつたのが納得できないほど高い美術性を持つ。

伝承によると白磁鉱は市内・正法寺、まぜ土は市内・奥岩井の産出で現在、採掘跡と見られる場所を確認できる。

窯名は窯地背後の山名・金山をとつて『布金山』で、『天保七丙申年』とある銘と『一貫斎』の作者名を読みとれるものもある。

古出石焼 出石焼の起原は、天明四年(一七八四)とも明和元年(一七六四)ともいう。丹波と京都の職人による土焼(陶器)であつたが寛政五年(一七九三)、伊万里・平戸系職人によつて石焼(磁器)



表224 古出石焼の飯茶碗1(対旭山窯製)



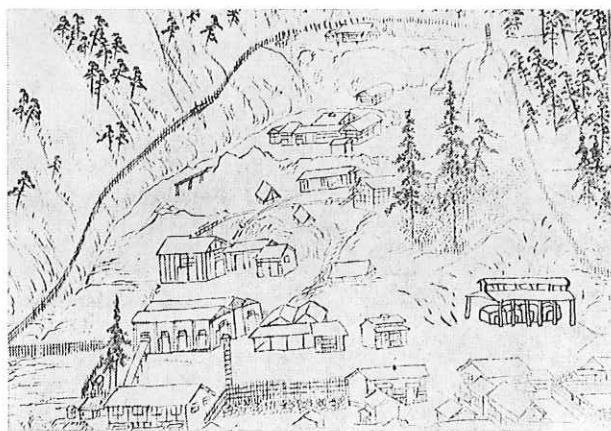
写225 古出石焼の飯茶碗2(楊溪山窯製)

を試焼、藩の参加によつて奨励と援助を受け、日本海沿岸に独自に市場を開拓した。本格的な石焼は享和元年（一八〇一）の藩窯の発足にまたねばならないが、民窯による本格的磁器製産は高屋焼と同じ時代背景を受けて天保初年からである。このころ数窯が逐次、発足し、土焼から転じたものもあった。

「出石・島屋良平殿御出、陶もの初窯のかんすす（燭錫＝燭瓶）遣わされ」（田井家『家事要録』）たのは文政十三年（天保元年）のことで、この記述が製磁民窯発足を示唆する可能性は極めて高い。

高屋焼と異なり、古出石磁器は五〇年の土焼前史と三〇年の先駆的製磁藩窯の実績を持ち、独自の市場も開拓しており、各窯ごとの浮沈をくりかえしつつも全体として今日まで、その命脈を維持してきた。生産量や普及度も比較にならなかつたはずで、われわれの先祖が永年、日常に親しんだのは圧倒的に古出石焼であった。

今日の出石焼は、乳白色の磁肌と彫刻文を特徴とする中級品の製産に活路を見出してきたが、明治極初に至る古出石焼は伊万里系地方磁器窯の一つとして、日常雜磁の重点製産で時代の需要にこたえてきた。雜器の宿命として、今日ほとんどその姿を消しているとしても、豊岡は最も強力な古出石焼の地元市場圈にあつた。



写226 出石の古窯絵図（出石町・稻毛家蔵）
右に四連房の窯が見える。

嘉永三年（一八五〇）の大谷窯（元・藩窯）には「職人弐百人斗ハ居申シ候由」（『由利』）と伝えている。同窯は東西に分かれ、他窯の二窯分の規模であつたと推定されるので職人「弐百人」は過大と見られるにしても、上図に見られる工場の規模や、ロクロ師・絵付師を始めとする確然とした職能分業を示す史料（出石町『武田家文書』）からは当時の各磁器窯にマニュファクチャの成立を認めざるを得ない。浜坂の針産業を含めて、高屋窯や出石諸窯は、わが国の資本主義的生産への発展の過渡期に位置する経営形態をとつていたのである。

古出石焼は出石川を川舟で下ってきた。里帰り中の中町名主・由利六左衛門（元・九十郎）の娘・お銀は嘉永四年二月二十七日、その帰り舟を利用して出石へ帰った（同前）。

倉谷溪司は、伊万里系磁器で占められていた段階の古出石焼のうちへ京焼系の土焼雅陶を持ちこんだ。幕末ぎりぎりからといふところであろう。明治十年、出石陶器製造所から八鹿焼に移り、明治三十七年、六四歳で没した。本名は大坪慶次、天保十一年九月九日、奈佐・大谷村の著名な医師・大坪道春の子として生まれ、後に出石の倉谷家へ入つたものである。

写真227 丁髷をつけた倉谷溪司
(明治11年、八鹿で)写真228 溪司作と伝えられる大火鉢
(長松寺蔵)

高屋焼の本井仁左衛門の子・久保も出石の尾木家に入り明治初年、秋山
肅平の寺屋敷窯を承継したが数年で退転した。

壺屋焼 他に、山本の現・乗雲寺裏の地で、壺屋(佐川家)が壺やカメ

を主とする焼しめ陶器を焼いたという。享保元年(一七二六)、
七郎兵衛隆喜が壺作りを始め、小田井町へ移って壺屋を名乗り、元文年間
に京口町へ移住したというが、陶業の終期その他の詳細は分からぬ。

久美浜焼

前述のように久美浜焼の窯址からの収集資料は、久美浜焼と
古出石焼・高屋焼との技術的な繋がり(職人の交流)を示唆

している。久美浜焼廃窯後、職人の一部が古出石焼や新興・高屋焼に流れ
た可能性は極めて高い。天保六年に久美浜代官・和田主馬が領外の高屋窯
を視察しているが(『鳥井』『由利』)、そのころには久美浜焼が廢
絶していたからかも知れない。

市内で最近、久美浜焼破片が二片、拾集された。久美浜焼もま
た、豊岡地域に流通した日常の磁器であった。

幕末期に久美浜町の豪商であつた稻葉家は久美浜焼操窯に関つ
ており、同地の円頓寺焼をも復興したといわれる。同家には高屋
焼中の逸品数点が、特に高屋焼であることを強調して慎重に取扱

うよう指示した上、所蔵されていたことを考へると、稲葉家の高屋焼に対する密接な関係を推測できる。

第八節 鑄物師と瓦師

第一編 中で触れたように兵主神は天主・地主など中国の八神中の一つで、武神として兵器などを造ったという。漢人が奉じて来たとも考えられるが、兵主神社のある地方に漢人の帰化史跡も伝承もない。祭神もスサノオなどが多く、武神＝荒ぶる神との認識から兵主の社名を設けたとする説もある（内藤湖南『日本文化史研究』）。また一方、シユメール語の Simug がヨーロッパへ入って schmidt・smith（鍛冶）、日本へ入って (S)imug→「ひもじ」となり「鑄物師」は当て字とする説もある。この説によると、Simug はローマ神話では Vulcan（火と武器の神）となり、中国で兵主神となつたと説く。兵主神との結びつきを否定しても、鑄物師という語に「火」と「武器」のイメージを、避けることはできない。

全国の兵主神社中、著名なものに大和国の穴師坐兵主神社と穴師大兵主神社がある。穴師は鑄物師集団を指し、「穴」とは採鉱穴や溶鉱炉の「のぞき穴」を連想させる。

穴師坐兵主神社は延喜式登載前は穴師社と称したといい、鑄物師集団である穴師の守護神・穴師社を、延喜式登載に当たつて漢風の兵主神社に改めたものであるから、兵主神社は単に荒ぶる神の奉祀社ではなく、鑄物師集団との密接な関係を持っていた。

神美地域を安美（穴美・穴見）郷と呼んだのは、既述の安牟加神社伝承にあるようにアミ（網）で鶴を捕え

んとしたから（『但馬世継記』）というが、兵主神社三社（内、式内一社）を持つ地区として「穴師」「穴見」と結びつける余地はなかろうか。奥野地区の小字鍛冶屋、三宅地区の小字鍛冶屋・カチャ・カマ屋の地名も、このことを暗示している。しかし、実際に鋳物師との関係を濃厚に示してるのは、山本地区の兵主神社を中心とする森・山本・船町・日撫地区一帯である。

日撫地区は、近世まで「火撫」と書いた。『三江誌』は火撫ノ直の在住の地であることを地名の由緒とし、『但馬国国司文書』は天平十八年（七四六）十月、この地で火撫ノ直・浅茅が主典となつて武事調練が行なわれたと伝えている。『但馬世継記』は山本地区は兵庫やぐらノ里ともい、天平十二年（七四〇）十二月、兵庫を建て阿智王の子孫・火撫ノ直浅茅らがこれを守つて兵主神を祀つたという。『新撰姓氏録逸文』によると阿智王は織物技術集団など七姓を率いて帰化したとされているが、同時に金属技術を持つていたとする説がある（谷川健一『青銅の神の足跡』）。史料価値の論評を避けて以上の記述を見るなら、ここにも「火」と「武器」の組合せ気に気づく。「火撫」という語自身に鋳物師と関わる内容があり、「火撫」の地に在住した長を逆に火撫ノ直と呼んでも考えられる。鋳物師は精鍊技術者集団として武具の製造に当たつたものであるから、火撫ノ直が鋳物師たちを統べる長でもあつたとすれば、日撫の地は古くから、このような職能集団によって栄えたのかも知れない。

田結庄氏が鶴城（現・愛宕山）に根拠を築いていた中世末期、日撫地区は山本地区とともに武家屋敷があり、また田結庄氏のかかえる職能集団の地であった。宮島と船町は、その城下の商家町・港町であつたと考えられている。当然、日撫地区の職能集団の中に武具と農具の製作に当たる鋳物師たちが、往古からの伝統を継いで



写229 旧・宝城寺(現・愛宕神社)盤盥
高さ 42.0 cm・直径 78.3 cm

存在しており、このころには独占営業権を持つ座を結成し、江戸期に入つて鋳掛師が分化するまで金工の一貫製産を行なつていたはずである。戦国時代以降、鉄砲などの渡来による武具・築城技術の変化にともなつて、特権も与えられていたことであろう。

天正四年（一五七六）の『鋳物師職座法』は、大名領国成立にともなう統制の必要からと、座による特権と独占を保つために施行されたものである。天正三年の田結庄氏滅亡で、その庇護をはなれた鋳物師たちも、この座法によつて近世を生き抜いてきた。

近世の鋳物師 鋳物師は室町期以来、独占営業権を持つ座を結成、天福年号などのある綸旨書の写しを所持して朝廷を背景とした特権を得ようとして、藏人所の小舎人・真継家に従属して、その許可がなければ営業できなかつた。

享保十二年（一七二七）七月二十九日、火撫村の釜屋八左衛門は真継家へ鋳物師吹職願いを提出、同年八月付で朱印状を、翌年十二月には綸旨写しを入手した。古来、鋳物師集団の定着地として名高い大和国西堀村の出身であることが、願いにも朱印状にも記されていて、鋳物師系譜が強調されている。この願いは新規開業のものではなく、古い朱印状を焼失したための再交付手続きのものである（『梶原・佐伯家文書』）。釜屋という屋号といい、火撫という土地がらといい、八左衛門家が少なくとも田結庄氏以来の火撫鋳物師の系譜を引いていたことは疑いない。

当時、武具の需要は減つても、農具や鍋・釜・刃物に寺請寺院の増加に伴なう仏具や釣鐘の需要のため、鍛治師や鑄物師の職能集団は特権に守られて繁栄していたことであろう。幕末期には、小島地区に太田六郎次、森地区に三宅半左衛門の名も見える(『諸国鑄物師名寄記』)。

三宅家は文化元年(一八〇四)に許状・大工許状・綸旨写し・座法写しを交付されている。前記の半左衛門が継職したのは安政五年(一八五八)で、このころでは釜屋の転業もあって現在、市内に残る鑄物製品の多くは三宅家の製作になる。製作者・製作年代銘がある鑄物製品の多くは梵鐘など寺院用が多く、戦時の供出によつて失われたものが極めて多いが、現存のものは終戦によつて鋤つぶしを免れたものか、未供出の半鐘である。

表78 現存の三宅家製品表(一部)

製品の種類	所 在	製作者銘	製作年代	備 考
半 鐘	瑞峰寺(木内地区)	三宅治良兵衛藤原兼好	享保十二年(一七二七)	
半 鐘	信楽寺(中陰地区)	金屋 藤原兼好	寛延三年(一七五〇) 六月	旧・藏六庵のもの
半 鐘	大聖寺(岩井地区)	三宅直右衛門尉藤原康広	享和元年(一八〇一) 四月八日	
盤 盡	愛宕神社(山本地区)	三宅氏作	文化二十年(一八〇五) 一月二十四日	旧・宝城寺のもの
半 鐘	日坂公民館	治工 三宅半左衛門秀康	文化十一年(一八一四) 二月吉日	旧・真宗道場のもの
半 鐘	頂福寺(瀬戸地区)	三宅半左衛門源茂元	安政二年(一八五五) 二月十五日	
梵 鐘	信楽寺(中陰地区)	三宅半左衛門尉源茂元	安政二年(一八五五) 三月十日	戦時、鋤つぶしを寸前に免がれたもの

瓦師 釜屋が瓦師に転じた理由は分からぬ。八左衛門は瓦師として土運上金二分を年々納めることとなつた。

安永七年（一七七八）正月、梶原村・瓦屋六兵衛（八左衛門の子）は大庄屋・木築藤吉郎にあてて新規の瓦職を停止してもらいたいと願つてゐる。六地蔵村から瓦師商売の願い出があるらしいが許可しないよう、山本村・善兵衛は新規に瓦職を許されて運上金二分、翌年からは銀一枚の上納を仰せつけられた、これ以上に瓦職が増えては運上銀の調達が困難になる、というのである。

この当時、領内の瓦職は六兵衛を継いだ子の重兵衛と弥七・勘右衛門・善兵衛たちと思われるが、漸増の気配が察せられる。後に仁右衛門焼けの大火灾後、藩が奨励して町並みの瓦屋根を増やしていることからも、瓦の需要は激増していたのであろう。同時に、瓦師が鋳物師のように特權に守られていないこと、少なくとも安永期よりかなり以前に釜屋は転業していることなどが分かる。

鋳物師から瓦師への転身といつても、鋳物に不可欠の砂から土への切り替えの他は、火を扱う点では共通性がある。山本地区における壺屋の陶業といい、火撫ノ直以来のこの地区の「火」との結びつきは、製瓦業となって最近まで続いたのである。

既述の如く由利家は代々、近世の豊岡の町方で重要な役割りを占めてきたが、屋号が鍋屋であることや出石から船町へ転住してきたという来歴の示すように、かつては鋳物師であった。

佐川家も由利家も、江戸中期以降の経済構造の変化と豊岡城下町の発展とともに、瓦職への転身ではなく商業活動に進路を求めて町内へ移ってきて成功したのである。

土取り場争論 寛政七年（一七九五）四月、六兵衛の子・重兵衛は梶原村の庄屋・年寄の連署を得て大庄屋・加藤三左衛門に土取り場の差留めを願い出た。山本村・湯島村に新規に瓦職ができ、藩領内で

瓦土を取り入れているので届出たところ差留めてもらつたが、その際に運上は銀二枚となつた。安永七年に下陰村の惣左衛門が森津村で瓦職を始めたときも、領分からの土取りを禁止してもらつた。ところが竹屋町の喜兵衛は惣左衛門の代理で一日市で土を取つてゐる。一日市村の庄屋に掛け合つたが、喜兵衛の側に立つて取合つてくれない。お上方から差留めてほしい、というのである。

この願いは結局、成立しなかつたらしい。同八年四月に一日市村庄屋から願つて喜兵衛に土取りを認めてもらひ向後、一〇年の間に一年に九〇匁を差出すことになった。これは、日撫村の瓦職・弥七と勘右衛門が重兵衛と計つて奉行所に訴え、喜兵衛の土取りを一〇年に限定した上で九〇匁の半分は運上、半分を重兵衛たちが受取ることで折り合つたものであつた。ところが、庄屋は土を取らぬ年は支払わないと言い出したので同九年、三人は藩庁に申出てお上方から年々の支払いを申しつけて欲しいと陳情している。

さらに重兵衛は、町内や六地蔵村からの新規瓦職願いを停止してくれるよう願つた。薪代の値上がりなどもあって、これ以上、同業者が増えることでは商売が成り立たぬというのである。土取り・新規開業停止に関する陳情の中に、鑄物師や舟株連中にも見られた特権意識を見ると同時に、当時における同業者間の競争の熾烈さを見逃がすことはできない。

現代までの土取りは旧・六方川河道を利用して、舟で百合地や庄境地区の島畑の表土を採取してきたといふ。とすれば、行李産業同様に瓦職も、流路を変遷させてきた円山川の歴史と無関係ではあり得なかつたのである。

年切奉公人（天明四年（一七八四）ごろ、六兵衛は石山を屋号としていた。梶原地区石山（元、日撫地区に所屬）に居住していたためである。この年三月に、飯谷（城崎町）の丸藏を年切り（年期）奉公人として雇入れた。年限は同年から、後の寛政八年（一七九六）に至る十三年間である。当時の年期としても長く、恐らく製瓦という特殊技術の習得を引きかえとしたためであろう。

証文には年期の他は通例の身元引請けの文言があるだけであるが、契約内容は寛政元年（一七八九）十一月一日付の出石焼（土焼時代）窯の年切り奉公証文（『伊豆屋文書』）によって、伊佐屋喜八の子・吉蔵の例を参考にできる。同じ窯業関係であるから、内容に大差はないであろう。

年期は十一年、年期を満たさず退散のときは、「焼物商売並ニろくろ細工一切」致さず、もし違背のときは差留められても「一言之申分無御座候」とある。休日は一ヶ年に十六日（正月三ヶ日・七日・十五日・十六日・二月初午・三月三日・五月五日・七月七日・十四日・十五日・十六日・八月一日・九月九日・九月の祭り）一日当たり飯代として八文ずつ「相立させ可申候」とある。瓦職を含む窯業を特殊技能として、技能を保護するとともに同業者を一定以上に増やさぬ配慮がうかがわれる。年期が明けると開業するか、職人として雇傭されるが、出石焼では職人がひんぱんに職場を変える「渡り」が職人と製品の質を下げるため、窯主が申し合わせて「渡り」職人を避けようとした史料もある。

煙害防止の 天保十三年（一八四二）、上ノ郷（日高町）に藤助という瓦師がいた。市域内の瓦師記録には欠定め けている面を、藤助から代官所にあてた一札（『岡家文書』）によつて補つてみよう。

養蚕の支障になるため、燃料として用いる松の油煙を出す瓦焼き窯は例年、八十八夜から土用明けまで「窯

留め」とする定めであった。藤助は何度か違背した上、同年四月九日の夜にも秘かに瓦を焼いて咎められ、営業中止を命じられた。他にできる職もなく、このままで瓦職も止めねばならぬことになつて、難渋することは必至である。今回、組頭や近所衆からも懇願してもらつて格別のお許しを得た。この上は、該当期間には窯に組頭たちの封印をしてもらつて定めを守ります、というのである。

同種の公害防止協定は、市域内の瓦職にも適用されていたことであろう。日撫を中心とする地区の瓦業は、一つには六方川と円山川の水運に助けられるところが多かつた。このような水運に恵まれた立地で営業するためには農業集落との競合を避けることができなかつたであろう。

第九節 株仲間

運 上 銀 江戸時代に商工・漁獵・運送業などの営業に課せられた税の一種が運上銀であるが、米端壳(よなげく)（小売業）や骨柳師も登録されて、かなり古くから運上銀を取られていたようである。

文化六年（一八〇九）に米端壳運上銀として年に札十二匁、骨柳運上として一人・札一匁の例がある。その後、文化八年九月には塩商売人が町ごとに調べられ、十一月には塩屋一統からの願いにより塩口錢(こうせん)（手数料）は止めて塩の売店と認定したものに運上銀の上納を命じ、その他は塩の売店を出すことを禁止する旨の触れが出され、十二月に米端壳・札十三匁、骨柳師一人・札一匁とならんで塩店・札三匁三厘が、はじめて運上銀として上納されている。以後、塩店運上銀として盆・暮の年二回で二一匁ぐらいから一四匁まで納めている。



写230 紺屋株仲間申付けをお受けする書状(柴町・長柄正久氏蔵)

文政二年（一八一九）には塩問屋は塩店に限りたいと願つてゐるが、そのためか十二月には塩店が四六軒から三五軒に減つてゐる。

文政年間に入つて米端元店の運上銀は姿を消して、文政五年（一八二三）から川船運上銀が加わり、川船一艘に五匁五分八厘の運上銀がかかつてゐる。その後、年々運上銀は上がつて天保八年（一八三七）には塩運上銀は二七匁五分三厘、川船運上銀は一艘七匁三分五厘、骨柳師運上銀は一匁一分となつてゐる。骨柳師は上がつてもせいぜい一分で、税の面では優遇され保護されていたと考えられる。

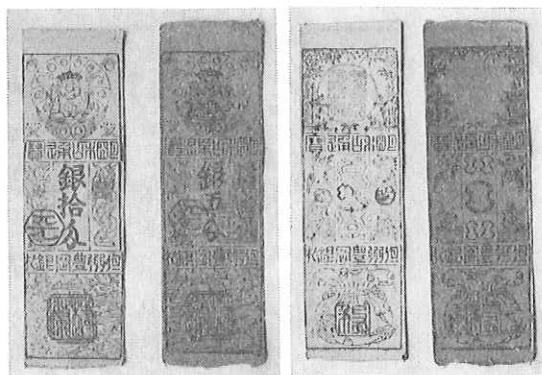
その他の運上銀には、文政十一年（一八二八）に獵師運上銀として網・銀二五匁、投網・銀二〇匁、四ツ張・銀一〇匁、ふるこ網・銀五匁、すく縄・銀三匁、マス・銀一〇匁をかけてゐる。

株仲間

藩が同業者の結合した仲間を認可し営業権・独占権などの権利を与えたものを株仲間といふが、豊岡でも文化八年（一八一）四

月、糸綿問屋の下町・米屋平兵衛、長柄屋又二郎、永井町・鍋屋長次の三人が奉行所へ糸綿の抜売りをしないよう触れを出して欲しいと願い出て、五月に糸綿の売買はすべて問屋の手を経ることを命じ、運上銀二枚を取立ててゐる。

このように独占を認める代わりに運上金、または冥加金を取つてゐる。上から命ずれば役運上となり、下か



写231 豊岡藩札 右が表・左が裏

ら願つて納めれば冥加金となるわけである。

文化十年（一八一三）に煙草屋三七軒で問屋を作らうとして差戻しとなつてゐるが、文化十三年十二月には煙草問屋株（仲間）が認められ以後、毎年冥加金二〇匁ずつ納めることとなる。

文政四年（一八二二）十二月には、宿屋二三軒以外の宿屋を禁じるよう願い出て許され、冥加金を上納することとなる。

天保十年（一八三九）の『此度御上様より被^レ為仰付候條左ニ記ス』という文書によれば、

① 紺屋十一名に対し紺屋株仲間を申し付け、運上銀は一ヶ年銀一〇〇匁ずつ上納のこと

② 右運上銀は染物値段が他所向きも高値と聞いてゐるから、きつと申し付ける。

③ ただし、右十一名のほかは、紺屋商売を始めることは差し止めることから、この点は株仲間で吟味すること

④ 他所から染物取集めに來ることも堅く禁止するが、京・大坂からの取集めについては差しつかえる向きもあるので従来通りとする。といった内容で、それに対して「右之通り仰せ出され候上は、紺屋株に相定め、以來きっと堅く相守るべく候」と書いて、紺屋十一名が

連署連印している。九日市上ノ町村二名・船町村二名・小尾崎町・宵田町・久保町・下町・小田井町・出町・宮島村各一名の計十一名である（写230）。

このほか、文政七年四月には塩など諸物品を当町舟株川船に積むことを命ずる触れが出ており、舟株の譲渡の記録などがあるところから舟株仲間が認められ、前項に述べた川船運上金が課されたものと思われる。

株仲間（問屋・組合）は天保改革時、その独占が物価の騰貴原因にされて天保十二年（一八四一）十一月、幕府から解散を命ぜられ運上金・冥加金の上納も廃止されたが、「商法破壊、諸色下直ともならず、却つて不融通の聞あるにつき」嘉永四年（一八五一）には再興令が出された。

豊岡町では天保十三年に幕府の命に従つて株を取上げ冥加金の類も廃止していたが、再び株仲間を認めて冥加金の上納を申付けた際の『豊岡町塩店請書人別帳』（慶応三年）が残っている（『蜂須賀家文書』）。

これによれば京口町五軒・新町二軒・宵田町三軒・中町十三軒・滋茂町八軒・寺町二軒・久保町二軒・小田井町七軒・新屋敷一軒、計四三軒の塩店が連署連印している。

第十節 札 場

藩

札

大名が幕府貨幣に代わる領内だけの通貨として通用させた紙幣（銀札・錢札）が「藩札」であるが、寛文元年（一六六一）の福井藩発行の銀札がその最初のものであるということである。

わが豊岡では藩札の発行は京極氏入国の一〇年後、延宝六年（一六七八）のこととされている。

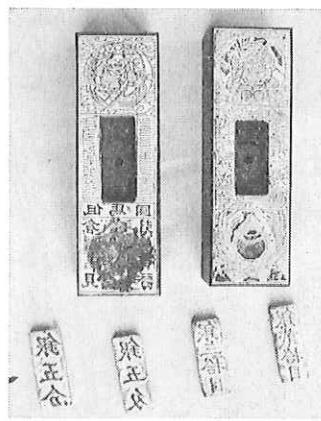
「銀札通用相初リ候ハ延宝六年ノ秋、并ニ右通用相止ミ候者、宝永四年十一月二日之由。右ハ享保十五年戌十一月五町月番町帳ニ相見ヘ候。同十六年五月朔日より又々銀札通用被御仰出候旨記有之候」（『鳥井』）と見えてるが、延宝六年の秋に一〇匁・五匁・一匁の銀札が発行され、宝永四年（一七〇七）十月に幕府の禁令が出され十一月に発行は停止されたが、その後の享保十五年（一七三〇）六月に米価高騰または金銀払底につき幕府の禁令がとかれ、藩札発行の前例を有する藩は二〇万石以上は二十五ヶ年、以下は十五ヶ年の間、幕府の許可を得て発行を許されることとなり、十一月に十五ヶ年の通用の幕許を得て、翌十六年（一七三一）五月一日より銀札再発行となつた。その後は十五年目ごとに幕府に届出て藩札通用の許可を得ていて、元文元年（一七三六）と延享五年（一七四八）には札改めを行なつていて（『兵庫県史4』）。

現存の藩札には宝暦年度発行の銀札一匁、明和三年（一七六六）発行の銀札三〇匁・二〇匁・一〇匁・五匁、錢札一匁・五分・三分・二分・一分があり、文化八年（一八一）には銀札払底につき正銀の裏づけのない札場切手を発行している。以後、毎年のように益前と暮の銀札の払底する際に出されている。文政三年（一八二〇）には錢札一〇匁・五匁・一匁が発行され、文政七年には錢払底につき五厘切手発行の触れが出ている。

幕府の天保十三年十二月の調べによると、当時の豊岡藩の銀札流通高は九八七貫七八五文（約二四七両）となつていて、この時、出石藩は七二〇貫文（一八〇両）である（『読史総覽』）。

藩札盜人 銀札の引替えなく、物価が上がりはじめた文政六年（一八二三）四月、札場で^{すりたて}摺立中の新札五貫目が夜中、藩庁から消えた。

犯人はすぐ捕えられた。京口町の松右衛門である。彼の盗んだ銀札は、摺立中でまだ札場の印が捺してなか



写232 倉見札板木 (平尾学而氏藏)

つた。流通紙幣として使われるためには、札場の印がなければ通用しない。そこで札場の印を偽造して、この盗んだ銀札に捺印して使つてみたが、偽造印がますかつたためか簡単にばれて捕まつてしまつた。現在でも通貨の偽造・変造行為は流通機構を破壊するものなので重罪であるが、当時でも同様に重い罪に見られ死罪が要求されていた。松右衛門も当然、死罪になるところであつたが彼の入牢中、運よく藩主（高有）の父・賢明院（高品）の三十三回忌の法事に出会つたため、瑞泰寺・興国寺・養源寺・光行寺

の僧が祖先の仏事の年に罪人を極刑に処することがないようにと申し出たので死一等を減ぜられ、僧体になつて文政七年七月領分払い（領外追放）・家屋敷と土蔵は欠所（没収）となつた。

元方（銀主） 藩札の発行・引替えの機関としては札場（札座・札会所）が設けられ、札場奉行の下に多くは土地の豪商（資産家）を「元方」として発行・引替えを行なわせた。

豊岡藩札の始まつた延宝六年当時、札場の元方がだれであつたかは不明であるが、宝暦十二年（一七六二）二月に宵田町・下町・中町の名主が札場の元締役を命ぜられた際には、名主役を免じて苗字帶刀を許し三人扶持を給している。

寛政七年（一七九五）には元方（銀主）の交代が行なわれ、久美浜の糀屋市郎右衛門・湊村（久美浜町）の林藏・森尾村（神美地区）の源太夫の三人から豊岡の宮津屋三郎右衛門・油屋彦右衛門・鍋屋良右衛門、伊福

村（日高町）の太郎衛門、観音寺村（日高町）又右衛門、十二所村（養父町）利右衛門、栗山村（日高町）浅右衛門・五郎兵衛、上ヶ村（養父町）清左衛門の九人に代わり、豊岡町以外の者が増えている。

翌八年（一七九六）四月には、京極領飛地の二方郡対田村（浜坂町）に札場を増設し、銀札一〇二匁をもつて正銀一〇〇匁と兌換することを決め、藩札の流通を保証した。このことはまた、その裏付けとなる正銀を必要とすることとなり、それだけ藩財政を圧迫することとなつた。

寛政十年（一七九八）二月、摂津国神戸村（神戸市中央区）の商人・俵屋辰次郎へ銀主を依頼し、その出銀二七〇両に対し城崎郡の三一ヶ村の年貢米のうち三六〇石を引当て（抵当）にすることとなつた。三月になつて、この銀子を借りるためには古い借りを返済しなければならず、城崎郡領分高一万石に対して銀八〇貫目の頼み銀を命じたことから、後述のように「御頼み銀御免」の村方強訴を引きおこしている。

札場転法 藩財政の窮乏化が顕著となつていくのは、享保十一年（一七二六）の減知で三万五〇〇〇石が一万五〇〇〇石となつてからである。藩士の除籍や借上げで、その時その時を糊塗していたが、文政度を中心として四〇ヶ年間に京極家江戸藩邸が七回も自火や類焼に遭うなど藩財政の窮乏化を促進させる要因が加わつた。頼み銀は毎年のことであつたが、前述のように寛政十年には村方の借上げを命じて、かえつて強訴に遭う状態であつた。

文化八年（一八一一）、銀札払底のため裏付けのない札場切手の発行に踏切り、以後は幣制の乱れを招き、札場はその機能の円滑を次第に欠いて、文政三年（一八二〇）七月には「銀札通用是迄正銀ニ歩指（増）ニ引替候所已後三歩指ニ申付候」と銀札の下落を起こしているが、翌四年（一八二一）七月に錢札扱いを村尾六郎右

衛門・由利（鍋屋）良右衛門・橋本（塩屋）久次郎の三人に限り、九月には錢札引替えは当分、銀札のみ行なうことを触れており、九十月には「御札場之義近來銀札多分御出シニ付金銀当地ニ拠底ニ相成、御札場引替も近來思敷無之上、當夏立野村村尾六郎右衛門、橋本久次郎、由利良右衛門等より錢札通用相願弥也、金銀拠底ニ相成御札場表御引替一向無之、御他領ニ而ハ當所札ハ取不申候様相成」と、札場銀札濫発のため金銀拠底し、引替えはなく、他領には豊岡札は通用せず、遂に一両につき銀札七二、三匁替えとなり、物価は騰貴し「上下一統難治之事」となる。

当時、札場元方は町方では鍋屋良右衛門・丹後屋勇三郎・塩屋久次郎・伯耆屋庄蔵の四人と立野村・村尾六郎右衛門、大屋谷稻津村・丹蔵などであるが、札場元方の者やその子息などの中には、札場の金子を売買して利を得る者があるなど「彼是やかましく」、十月には「町在一統貴賤共難治之事ニ付御札場元方ヲ一統相惡ミ当十六日之夜ハ騒動も可致之沙汰何んとなく致候」という事態となる。

藩の方では極力、引替えの準備をして冬中には金子値段も直り、諸物価も引下げるようするから「夫々心得違之義不致候様」十町名主・組頭を残らず呼出して説論している。

翌文政五年（一八二二）になつても事態は一向に好転せず、一月二十九日には不評の元方を由利定平・福井庄三郎・橋本弥惣次に更新、銀札の信用維持をはかつて五町名主の非番の者を札場に出役させようとするが、名主連中は断わっている。同じこの日、骨柳問屋を新たに設け、柳行李の専売を強化し、正金銀獲得の努力をしている。

五町名主は閏一月九日に勘定所より「押而被仰付」よんどころなく札場出役を受けた。かくて毎月三・八

の日に五町名主四名（今井・由利・村尾・鳥井）は、なるべくそろって出席することとなる。

閏一月二十八日には錢札を銀札に引替え、来月一日より金銀に引替える触れが出され、二月には他所札の通用を禁じ、四月には他所銀札の通用を停止した。

六月一日から札場元方が稻津村（大屋町）の井上丹蔵・伊福村の河本八郎左衛門に代わっている。九月十五日、中町名主・由利九十郎を取締役とし「元方同様相心得、諸帳面并銀札取扱、都而入念ニ可ニ相勤」と命じ、ほかの五町名主の札場出張を「已後不レ及ミ出張」とやめている。ところが、九月二十三日には札場元方を引上げ、当分「取扱之義ハ九十郎并五町名主ヘ申付」こととなる。九十郎は「札場転法」と記している。

十月十九日には札場再建を計り、久美浜・稻葉市郎右衛門、同・仁兵衛に元方を引受けてくれるよう頼み込んだが、正銀引替えになる見込みもないからと断わられ評議の上、福井勇三郎・糺屋喜十郎・伯耆屋庄蔵に元方を引受けさせた。市郎右衛門・仁兵衛は後見役として「諸事預_ミ指図勿論、金銀繰出しシ世話」をたつて頼まれ旧来のよしみもあるし領中難儀の様子も捨置けないから二年（本年と来年）だけ試しに後見をしてみることを承知した。五町名主の札場出役は中止となるが、由利九十郎だけ依然として取締役として残り「元方同様」の働きをすることとなつた。実に一年の間に元方が三回も交代している異常事態である。

一方、七月五日に先納銀の利息を三ヶ年支払停止を令したことから十一月十七日、百合地の養福寺に不満とする百姓連中が参集して氣勢を上げた背景には、この札場の変動による物価騰貴などがあると思われる。

幣制紊乱

その後下落が続き、文政六年十一月には札場を御用持ちへ引上げ、取扱いは勝手方掛の者へ命じ

た。札場は商人に代わって藩役人が直接、運営することとなり由利九十郎は札場取締役を罷免される。

在方では上下組両大庄屋（佐伯・堀江）、新屋敷庄屋・理右衛門の三人と町方の橋本弥三次へ札場取扱いを命じ、外に在方出役庄屋に立野村の善兵衛・大磯村の五郎右衛門・中谷村の七郎右衛門・九日市下ノ町村の勘右衛門・福田村の弥三郎・船町村の七左衛門・戸牧村の喜兵衛・伊右衛門らも加わるよう命ぜられた。まさにこの前年、津居山漁民との争いに端を発し出石藩との間に自給圈確立をめぐつて衝突を引き起こしたが、この年は町在一丸となつて勝利を収めた余勢をかつてといおうか、広く村方の支持を得ようとした措置のようでもある。

文政七年（一八二四）一月には、銀歩（正銀と引替える場合の割増し分）二割八、九分に上がり、米一石正

銀四四匁のものが札では五六匁となり、二月には「札場引替なく他所諸物不_レ參一統難治ノ事」となった。四月には銀歩三割に上がつて諸物価は一層高値となり、六月には銀歩二割四、五分と下がつたが、七月にはまた上がつて銀歩三割七、八分となり、米正銀五〇匁が札で七〇匁となつてゐる。このように変動激しく銀札の下落が続き銀歩が高騰するので、七月二十八日に町から五〇人、村方から八人の重立つた者を城館に集めて、銀札五〇〇貫目を締札（封札）とすることを命じた。乱発した銀札を、この分だけ凍結して封印し市場の立直りぐあいをみて、徐々に封印をといて流通市場へ返していくわけである。この間の利息は年八朱（八_{セハ}一）であつた。これは過剰の銀札を強権を以て回収し、銀歩引下げを策したものである。十二月には他所札の使用を禁止し、

金銀の他領への流出を防ぐ措置をとつてゐるが、いずれもその効なく翌八年（一八二五）も銀札の引替えなく、金銀払底で五月には銀歩四割半で舟米正銀五一、三匁が札では七五、六匁となり、七月には銀歩はついに五割二、三歩に上がり、米正銀五五、六匁のものが札では八五、六匁出さねば買えぬこととなつた。一方、金銀を

商つて相場の変動で利益をあげるものがあり、「諸色高直ニ而一統難治致候。然ルニ町内ニても金銀之商ヲ致、利欲ヲ得候もの有^之益^{ますます}」銀歩上リ町在一統此一两年苦ミ居申候故、七月二十九日に產物会所をはじめ町・在三〇余軒の富商・庄屋を襲う「町方變義」を引き起こすこととなつた（次章参照）。

その後、十一月三日に札場の引替えもないでの商売によっては正金銀で取引きをするのも止むを得ないが、中には相場の高下を利用して「身分不相応之大金」を取引きして利益を得ようとする者があるが「甚以心得違、不届之事」だから「急度曲事ニ可^ニ申付^ク候」という触れを出して厳しく戒めている。

翌日「當時金銀売買致候人別」として（新町）丹後屋庄平・妙楽寺屋治右衛門、（宵田町）桶屋源三郎・小松屋小三郎・陰屋新三郎、（中町）鍋屋定平・綿屋勘左衛門・伊福屋治右衛門・松屋忠兵衛・桶屋勇七・丹後屋武七・津居山屋八左衛門・ますや数平・河守屋治八郎・鍋屋林助、（下町）丹後屋勇三郎・糀屋喜十郎・塩屋与兵衛・小松屋松四郎・同長十郎・加嶋屋源六・同与三兵衛・立野屋喜十郎、（寺町）近江屋喜八郎方義平次、（小田井町）野上屋惣次郎・伯耆屋庄蔵・鶴屋吉郎兵衛・野上屋伝次郎・伯耆屋五三太・鍋屋吉郎助、（新屋敷）紙屋源左衛門、計三一人の者を呼び出し説得した。

藩当局の懸命の努力にもかかわらず銀札は信用を失い下落し続け、文政九年（一八二六）三月に締札は銀歩引上げ七割となり、四月には八割と上がり、ついに十二日札場改組を命じ、そのため十町と永井・新屋敷で約一四〇人ばかりを九ツ時に陣屋へ召出して、締札上納を命じている。これは文政七年に締札を命じた五八人以外の者に命じたようである。奉行は月八朱の利息で四月晦日限りに上納を命じ、この場で直ちに受け判をするように迫っているが、交渉は難航して上納後の七、八月になつても札場での引替えがな

い場合は締札の封印を切って返してもらう旨を申し出て暮時によく受け判をし、五ツ時（午後八時）前に引きとっている。

五月二十日、糸布商人・骨柳仲買・指物屋・他所向合業の者を取調べ翌日、他所向けと取引きのある商人七〇人ばかりに他所取引きで取得した銀を札場で交換するよう命じた。

六月十八日、再び五町名主四名に札場へ日勤を命じている。

その後、締札の効果は徐々に現れ、八月二十四日には地札払底になつたためか札の信用が回復して少しづつ引替えも行なわれだし九月には一時、銭五〇文ぐらいためか札一匁が七〇文になり、銀歩も六割になつたが、地札がないのでかえつて物価騰貴を招いている。

十月には銀札払底の急場をしのぐため、一匁の札場切手と五分の勘定所銀札を発行している。十一月には銀歩四割八分に下がり、次第に札が持ち直して翌十年（一八二七）十月には銀歩二割まで下がつて締札の解除を願うまでになつた。

札場変義 文政六年、骨柳製品の専売強化をはかつて設けられた産物会所は、翌七年には糸商品も産物会所を通じて売買されることとなるが文政十年には産物会所の手から離れ、他所向商品の銀取引きを監督強化して資金の銀を獲得するためか文政十一年一月、産物会所は札場に吸収されてしまう。

一月二十七日、会所へ締札を上納した者や札場へ出資をしている者（町方一八五人・村方一〇〇人ばかり）が召集され、利息の引下げを藩より頼まれ、古い借銀や札場の出資金の利息は年内六朱、締札の利息は年内四朱となつた。

四月には町ごとに五匁札・一〇匁札の員数を取調べ、十五日に一匁札に引きかえ以後、五匁札・一〇匁札の通用を停止した。

五月十四日、家老の堀四郎太夫・勘定奉行の和田源太左衛門・古嶋又平・札場奉行の沖野喜右衛門・添田義左衛門の五名は差控えとなり、札場一統は「御勝手方并札場取扱之義彼是心得違不届之次第共相聞候ニ付」解任されている。中でも由利九十郎は責任者として一番重く、十八年来の名主役を免ぜられ、苗字帶刀取止め、追込みに処せられているなかで、比較的軽い「お叱り」の処置を受けた両大庄屋と村尾市左衛門・今井三郎右衛門・由利定平の五名は当分、御勝手方と札場の取扱いを命ぜられ、それに橋本弥三次が加えられた。

これは札場開設以来の大変動といつてよく、九十郎は「札場變義」と記している。

新札発行 この後、信用を失ったのか当所札を他所者は受取らず、当町での売物も多くは当所札では売らないといった状態で、地札が通用しなくなつた。打開のために七月に正銀二分増しの新切手の通用を命じ、同時にこれまでの一匁以下の古い藩札を一両につき正銀三二五匁を新札三三一匁五分で引替えると令した。この触れが出た翌日、町方では銀札所持者は銀札一匁が二分になり大損となると大騒ぎしている。

引替えは八月三十日に京口町・新町・小尾崎町で、九月一日には寺町・久保町・竹屋町・小田井町で、二日は宵田町・中町・滋茂町で、三日は在方上組、四日は下組の日割りで行なわれ、六日から正銀との引替えも行なうと触れている。

この引替えは一度では済まず一〇〇匁以下所持の古札を十月に、一〇〇匁以上の分は十二月に引替えている。銀札一匁を二分の勘定である。翌文政十二年（一八二九）も藩札の引替えを行ない、丹加印色替わりの札と引

替えた。

その後、銀札の信用維持と資金確保をはかつて久美浜町の山本甚左衛門・但馬屋嘉兵衛より借銀したり、元方の交代を策したりするが銀札の評判は依然として悪く、銀札通用につき令したり、一時しのぎに融通札（切手札）を出した。

天保三年（一八三二）に札場元方が宮津・大津屋（山本）善次と代わり、以後ほぼ一〇年間、天保十四年（一八四三）十月まで続くが、その間に手代と思われる山本善兵衛が札場へ出張してきている。大津屋はその屋号から、どうも近江商人出身らしく思えるが、天保七年（一八三六）十二月より産物会所元方となつた近江商人の松居吉右衛門とならんで、近江商人の資本の導入が図られているようである。

天保十四年十月以降は久美浜の豪商・稻葉家が元方となるが、表向きは福井祐三郎が出役となり由利六左衛門・水垣源三郎・佐川義右衛門の三人が加わっている。

札場よりの 札場の重要な機能の一つに、藩札の発行・引替えとならんで貸付けがある。

借銀

借用申銀札之事

一、銀札百匁也

右者先達而拝借仕罷在候銀札至而不如意ニ付段々不埒仕罷在候処、御慈悲之御勘弁を以頼之通被為仰付一難有奉^ミ存上候。依^レ之當時入銀仕残銀書面之通、慥ニ借用仕候處実正ニ御座候、然ル上者來已年より未歳迄無利足ニ而三ヶ年之間ニ無^レ滯返上可^レ仕候。若一ヶ年ニ而茂相滯候ハバ請人^ヲ急度相弁御返済可^レ仕候。為後日^ニ借用証文、仍而如^レ件

本人 糀屋忠左衛門

受人 大工 源四郎

文化五年辰八月

札場御役所

商人に貸付けて益銀をとるわけであるが、こげつきがないわけではない。

例えば、文政三年四月二十一日に寺町・米屋伊右衛門は「御札場拝借銀返済不埒ニ付」本人と受人・鍛治忠兵衛、他に組合の三名と月番名主は他出足留めを命ぜられ越えて二十四日、本人・伊右衛門は評定所に呼び出されてお叱り・追込みに処せられ、札場表への返済は受人と組合へ家屋敷諸道具を売払ってこしらえ、それでも足らぬところは受人と組合が代わって五月二十日限りに返済することを命じている。

しかし、家屋敷はすでに他の借銀の質に入っているので売払うわけにいかず五月十九日に、六月二十日まで、つまり一ヶ月の日延べを願う書面を月番名主に提出した。

五月二十日、「御日延之願御聞届有<レ>之」月番名主を通じて受人・忠兵衛と組合の者を呼び出して申し渡す。二十三日、米屋伊右衛門の拝借銀高・三貫六三匁一分のうち一貫匁は上納して残り二貫六三匁二分を十五ヶ年年賦として、来たる巳年より午年までの十四年間、毎年一二〇匁ずつ十二月晦日期限で上納して残り三八三匁を十五年目の暮に上納皆済にするという願書が出されて聞届けられ、二十六日に受書が札場に提出された。返済の見通しがついた六月一日、受人・忠兵衛と組合連印、寺町名主奥印の赦免の願書が月番名主の取次ぎで提出され、二日朝四ツ時（十時）に忠兵衛・組合惣代・組頭の一統が奉行所へ出頭を命ぜられ、晴れて米屋伊右

衛門のお咎めはご免となり、一件落着となつた。

払えなくなつて、請人まで迷惑が及んだことも多かつたとみえ、次のような大庄屋廻文が見られる。

文化八年五月二十日

大庄屋廻文写

近來札場御貸付請人之内、心得違候たしかな。而體成質物等茂不ミ取置シ輕々敷相心得候者も有レ之趣シニ相聞候。兼テ証文面之通相心得、入念ニ請印可レ致候。

右之趣町中江相触候、於ニ在方ニテも同様ニ可ニ相心得ニ候。

また文化十一年八月十三日には、

「京口町・岩滝屋源藏御札場借銀返不レ致ニ付、本日於ニ御評定所ニ御吟味之上、手錠追込町預ヶ被ニ仰付一、日数三十日ヲ限り元利返済可レ致旨被ニ仰付ニ候旨、十町名主ハ為ニ承知ハ月番より廻文有レ之候」

とも見えている。このように、札場よりの借銀が払えないとき、手錠・追込・町預けなどの刑になつた場合もあつた。

第十一節 産物会所

設

立

文政六年（一八二三）十一月二十三日の朝四ツ時に村方で一人・町方で十七人、計十九人が奉行所へ呼び出され、「今度産物会所被ニ仰付ニ候ニ付右人別取扱世話被ニ仰付一統御受ニ及候」とい

うのが始まりで翌十二月五日、宵田町・鍋屋三左衛門宅に産物会所が店開きした。

その前年、骨柳の専売強化を計つて設けられた「骨柳問屋」が発展的に解消して「産物会所」となったものようであるが、決して骨柳だけでないことは、翌七年六月に糸商品は産物会所を通じて売買するようによいう勘定所よりの触れがでていることからも明らかである。つまり産物会所は、その前年に金銀払底し銀札の引替えに苦しんだ藩が正貨獲得のため、骨柳などの特産物の保護奨励と独占を策して設けたものである。

文政十年七月には糸問屋を新たに産物会所の手より離し、小田井町・桶屋伝兵衛と新屋敷・紙屋分離合体忠次にまかすこととなる。翌十一年一月、札場に合体させられ、文政十三年（一八三〇）二月には骨柳が産物会所より分離して大坂向け骨柳産物会所となり、翌天保二年には産物方より切手札を発行し、産物会所は本来の機能を失つてくる。ついに天保三年（一八三二）十月には、産物会所は一時取扱い中止となり、諸産物の売捌きは自由となつた。

産物針職 天保四年十一月十一日、「産物針職之義、山三郎家業ニ引受候様被^ニ仰付、難^ニ有奉^ニ存候」〔鳥井〕

とあるように、これまで産物方で扱つていた縫針業を鳥井山三郎が引受けることとなつた。この年の六月以来、鍋屋五郎右衛門の空き宅で行なつていたが、鳥井宅の表二階を職場にするために大工を入れている。山三郎は、これまでの元入れ金と^{あづらえ}道具類の借用と先々、月五〇〇匁（年六貫目）の銀と職人用に月六斗ずつの米を出してもらうことを願つた。同じ十一日に勘定所で、山三郎は産物取扱方出精につき二〇〇疋、鍋屋五郎右衛門は六月から空き宅を職場に提供していた礼として五〇〇疋、広島屋条助は浜坂村の伊勢屋惣兵衛を世話したので二〇〇疋、浜坂の惣兵衛には職人を連れて来た親方ということで七〇〇疋をそれぞれ下され

ている。その外、浜坂村職人の吉三郎他三人には鳥目一貫文と酒料が出た。

浜坂村の伊勢屋惣兵衛とは『浜坂町史』によると浜坂針の創始者とされている市原惣兵衛のこととで、長崎で医学修業中にその地の縫針製造に目をつけ、技術者を連れ帰り創業した人物である。

翌天保五年（一八三四）四月には、山三郎が丹波の兵主大明神に参詣かたがた福知山方面に針の売捌きに出かけた。九月には舟屋良平が伊勢參宮をかねて、京・大坂・播州・近江・伊勢に針の販路開拓を試みている。次の六年には山三郎が四月五日に近江・伊勢へ針売りに出立して、六月十一日に帰った。七年には京や江戸から引合いが来るようになり、そのため四月に針師の吉三郎を上京させているし、五月には浜坂より針の仕入れのため金三〇両を札場より借りている。六月には使用人の周吉（出石の人）を伊勢への代参を兼ねて針を持たせて上京させ、近江近辺の針代金を集めさせた。七月には山三郎自身が勝手方引合いと針方引合いを兼ねて上京している。八月には、江戸登りの針荷を下宮村の三右衛門が持つて上京した。

この年が一番、針の売れ行きが順調のようであるが、翌八年（一八三七）になると五月二十五日、「針職方不景氣ニ付當分相休候故、針師吉三郎今日故郷へ帰申候」（『鳥井』）とあるように針製造は中止となり以後、天保十年（一八三九）に産物針座が再興されるが一時的で、主として浜坂針の仲買いのみを行なうようになった。

近江商人

産物会所が一時取引きを中止した天保三年以後は、わずかに産物針職の活動を見る状態であることは前項の通りである。越えて天保五年（一八三四）三月、産物会所が再編成され由利五郎右衛門空き宅に再開されるが、その活動が盛んとなるのは天保七年に入つて近江商人・松居吉右衛門（江州・神崎郡位田村の人）が産物会所元方となつてからである。

近江商人との結びつきの詳細は不明であるが、前年から七年にかけて山三郎が針の販売に京・近江辺りにかけていることと関係があるようと思われる。吉右衛門は七年十一月二十九日に豊岡へやつて来て、十二月十日に産物会所元方に任命されている。同時に鳥井山三郎・綿屋勘左衛門・二方屋（南条）又右衛門の三名が出役、桶屋（水垣）源三郎・壺屋（佐川）義右衛門の二名は下地（見習）の出役、鍋屋林助・塩屋与兵衛は下勤きを命ぜられた。十二日には松居吉右衛門は御目見えに列せられ、御紋付・御上下・真綿四把を拝領、御殿で酒を賜わっている。このような丁重な取扱いから見ても、藩の期待するところがいかに大きいかがわかる。十七日に帰つてゐるが、連れてきた手代の善右衛門・佐吉の二人は産物会所諸役として残り、京口町の産物蔵の出入り取扱いをしている。

産物納屋掛 同年五月、評定所へ納屋一統と看守買惣代十人・追掛仲間らを召出し改法を申付け、五町名主四名を後見役にし、納屋^{モリ}耀店を設けて海産物の統制を強化することとなる。以後、産物方に納屋掛として五町名主がかかわっている。

産物糸方 天保十一年（一八四〇）十二月、糸会所を創立し翌十二年、産物会所に編入している。産物糸方出役に紙屋源左衛門、後に桶屋義三郎がなつた。

以上見てきたように、松居吉右衛門の資金を得て産物会所も多様化したようであるが、資金を諸産物の生産に貸付け、利を得て窮乏化する藩財政の一助にしようとした。天保十二年には産物発起の御用講を起こし、積極的に資金の獲得に乗り出し、質物をとつて貸出しなどもした。

天保十年（一八三九）には豊岡藩は吉右衛門との契約を更新して、五ヶ年引受けの約定をした。吉右衛門は

翌十一年、藩の二〇〇匁掛けの御用六十人講の講元として京都で世話をしており、吉右衛門は三〇口引請けた。それらの功で五人扶持を受けているが、五年後の天保十五年には契約を更新していないようである。

第十一節 講

「講」とは、もと仏典講読の集会・団体の意であつたが宗教信仰上の種々の目的達成のための信仰的「講」集団となり、それから経済的相互扶助を目的とするものも派生したということである。

まず「伊勢講」がある。豊岡でも古くから行なわれているようであるが、文化六年（一八〇九）に下組庄屋十四人が組んでいる。年数回あつて、年度始めの回（正月番）にその年の代参者（参宮番）をくじ引きで決めている。毎回、講料は大体一人一匁五分で、ほかに参宮割りとして三匁三分を代参者の決まつたときによつている。江戸期もこのころになると信仰的意味合いは薄らぎ、飲食をともにし、談笑を楽しみ打合せなどもする社交的なものになつており、時には、あとで淨瑠璃語りなども出たようである。文化九年の一例（『鳥井』）を示すと、

二月十一日

今日庄屋仲間 御伊勢講相勤申候。客十三人外ニ三木屋彦左衛門、料理人鍋屋彦次郎

鰯かに 汁ツミ入 平皿 くずし魚

あぶり 炙物 どかう

香物 飯 午房

切いも
茶わん 塩鳥
にんじん こんにゃく
御酒 研蓋
かぶら
大魚 たこ
鉢肴 鰯
かまぼこ
吸物 吸物
かき どかう
井町のそば屋に集まつた「えびす講」などもあつた。

右之通にて新銘酒五升余入申候。講料十三人分拾九匁五分受取。拙者分共二一匁二成

他に、尾崎村（田鶴野地区）の円福寺で「金毘羅講」が年一回行なわれ、瑞泰寺では「念佛講」が行なわれた。ほかに既述の「八幡講」、手習い仲間の子どもたちの行なう「天神講」、天保三年閏十一月に博労仲間が永

経済的「講」 商工業者の営業資金や一般庶民の住宅普請や物品購入の資金など、まとまつた金の調達に利用される金融機関として発達したものに「頼母子講」がある。

次に頼母子質入証文の一例として、久保町・鳥井忠左衛門が役儀がらの内借処理に発起した場合を示す。

預り申頼母子銀之事

一、銀式貫目也 但シ十年賦

此為_三質物一家等所持之家屋敷左之通書入申候

一、表口三間半 東西拾間

裏口同断 此畝_二裏屋敷五歩

外ニ裏屋敷七歩

畝合_二畝合拾武歩地子米高_二畝斗八升武合

但シ建物一式

右者此度無レ拠 賴母子発起仕候ニ付、各様江御無心申上候處御承知被レ下悉則書面之銀子慥ニ受取預リ申候
 処實正明白也。然ル上者次式番迄十一番迄毎年式百四拾匁宛掛戻シ可レ申所、為講料八拾匁御引被レ下残而
 百六拾匁定日無ニ遲滯御取番江相渡可レ申候。若少シニ而茂不埒致候ハバ右質物御連中江御取切被レ成如何様
 ニも御心儘ニ御支配可レ被レ成候。為レ其拙者名主役前を以裏判致并ニ久保町組頭行司中印形申請証文相渡候
 上ハ毛頭相違無ニ御座候。為後日一頼母子銀預り 質入証文仍而如レ件

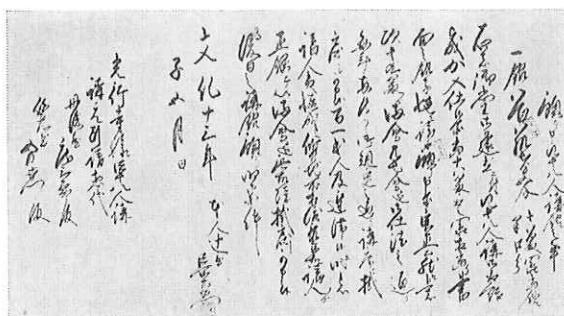
文化九年申十二月

頼母子御連中様

右の銀二貫目(二〇〇〇匁)の頼母子は一口二〇〇匁で一口八人、半口四人の計十二人から集めて、以後一
 ○年で毎年払戻す二四〇匁のうち、講の費用八〇匁を差引いた一六〇匁を毎年取り番の人に返していく仕組み
 である。

発起人は年一回「講」を開いて、出資者を接待しなければならない。最初の頼母子発起、つまり出資を依頼
 する時と最後の満会となる時の「講」は特に金をかけたものである。

こういった「頼母子講」形式の金集めは庶民だけでなく、寺社や藩でも盛んに利用した。



写233 頬母子講銀預り証文

光行寺本堂建立のために企画された48人講の例

(山王町・稻葉太郎氏蔵)

藩のそれは、「御用講」として何回も行なわれている。古くは、文化八年（一八一）の「二百十人講」があり、文化十年（一八一三）上方で藩が発起した「御用十三人講」では地元で四口、残りは上方で集めている。

文化十四年（一八一七）には「百四十人講」を発起しているが、これは在方九〇口・町方一一〇口の計二〇〇口で一口一貫五〇匁という大型のものである。利息は八朱（八セント）で、文政六年（一八二三）まで七ヶ年上

納することとなる。「講」名儀の強制的な御用銀のようであるが、これが終了した文政六年には五町名主発起の「札場八十人講」が始まる。

天保三年（一八三二）には、藩は五町名主に「助成講」を頼み、豊岡十町二ヶ村で、一ヶ年九両、銀高一〇貫五〇匁を翌四年から七ヶ年にわたって、およそ元利一〇〇貫目あまり集めることを計画し、世話役六〇人を藩庁に集めて酒でもてなしているが、「講」とは名のみで実際は献金のようである。上納済みとなつた天保十年（一八三九）には献金者を賞した。

同じ天保四年には、藩領外にも頬母子講を発起して一口・一〇〇両で生野の丹波屋太右衛門をはじめとして十二口半でき、一二五〇両（当時、一両を六四匁として銀八〇貫目）集まつた。これを領中の在町へ月一分二厘の利息で貸付けていた。三〇貫を城崎郡の村々へ、二

○貫を二万郡へ、三〇貫を町方へ、人別四五、六人で計八〇貫である。

天保九年（一八三八）には一口・二〇〇両の「御用頼母子講」を札場が始めている。七年後の弘化三年（一八四六）に終了したが、その年に頼母子取きめに協力した者に賞として一両与えた。

「助成講」の終わった翌天保十一年には、「永続講」という名の講も始まっている。

同年に家老・舟木外記発起の「御用六十人講」が京都で起こされ、産物会所元方の松居吉右衛門・松居久右衛門代理の利三郎が講元になって一口・二〇〇匁掛で七三口こしらえ、内三〇口は松居家で引受けている。その功で吉右衛門は五人扶持をもらった。

このように、いろいろの名の御用講が相次いでいることは、いかに藩財政の窮乏化が進んでいるかを雄弁に物語るものである。

寺社の講としては、文政三年（一八二〇）に興国寺修復のための「修覆講」が満会になり、文化十一年には山王社維持のための「山王講」で惣代が興堂を産子町七町で引受けてくれと頼んでいる。

文化八年（一八一一）の光行寺本堂再建のための「万人講」は、「講」の名目で富くじを行なった名目講であった。当時「富くじ」は賭博類似行為として禁制であったが「隠れみの」として講の名目が使われた。富札を一枚四匁で一万四〇〇〇枚売り出し、全部売り切れば五六貫で、当たりくじ十七貫一〇匁を差し引いた約三九貫近くの利益を見込んでいたが、実際は半数の七、八〇〇〇枚しか売れず「大ふしハ戻り札ニ上リ候故（一等とか二等の大口札は戻り札として売れなかつたので）寺へハ彼是凡式拾貫匁斗益銀可レ有レ之哉ニ噂致候」（鳥井）と見えている。

文政二年（一八一九）にも光行寺で「九百人講」竹組と唱えて、一枚六匁の富札を売出し富くじが行なわれている。これは「光行寺名目ニ而、内分ハ御用之富之由疇相聞候」（『鳥井』）ということである。このころから各藩でも、財源補充のため盛んに富くじを行なったようである。

豊岡藩でも、藩勝手方の行なった「御用富」が文政四年光行寺・翌五年一月立正寺・二月来迎寺であつた。

その他、一人銀五匁ずつ掛けて預り番をくじで決め、利息を年内一割つけて毎春、つぎの預り番へ渡して行く経済的「講」の「弁天講」も、文政四年には富くじを行ない、当たつた十四匁に二匁加えて十六匁で黒の内朱吸物椀一〇人前をとつた者もいる。

物品講入のための「講」としては、文政七年にみえている「椀講」がある。能登の輪島塗業者が販路拡大のため組織した「講」であるが、黒惣輪膳椀一〇人前一式と提げ重を講銀二〇〇匁で取得している。

ほかに趣味的な「講」として、「謡講」などの名もある。詳細不明の「宝永講」も何年か続いている。

「講」は庶民金融として盛んに利用されたが、またその反面いろいろな争いも起つたとみえ、文化十年五月一日に頬母子講について「近來風儀悪しく不埒な入割らちいりわりが起つて甚だ心得違ちがひいの事である。以後、争いを起こすようなことがあれば、発起人は勿論、引請人と世話人も急度咎きよとを申付ける」という触れが出ている。

惠義館 幕末になると、豊岡藩中に「惠義館」が設けられた。

- ① 「金銀出入りの通い（惠義館御役所）」（元治二年三月『鳥井家文書』）
- ② 「土地買戻しのための融通金押借証文（惠義館御役所宛）」（慶応四年六月・宮島村『岩本家文書』）
- ③ 「惠義館御役所からの借用証文」（明治元年『長柄家文書』）

などに、その名が散見される。

「御役所」とあるように、これは藩営の金融機関である。従来からの「御札場」が転換したものか、別に分設されたものか、いつ設置されたのか、全く不明である。慶応三年五月二十日の恵義館よりの拝借銀証書の下書に「御仁恵金拝借証文之事」として「去ル文久西年格別之以_ニ思召_ニ御領中暮方立直し御趣意被_ニ仰出_ニ」(『鳥井』)とあるので、文久元年(一八六一)ごろから「廻い穀(貯穀)手當」費用や「土蔵取建(建造)」費などの生活資金の融通のため設けられたものようである。

豊岡藩は嘉永五年(一八五二)二月に、丹後の山本善次・小西林藏へ六〇〇両の出資を依頼し、町方の一〇〇〇両・在方三軒の二五〇両・二方郡六〇〇両・藩よりの一〇〇貫目を含めて計四〇〇〇両で札場の再建を計っているが、その後の札場の活動は史料の上で明らかではない。藩財政の逼迫によって、資金の貸付けによる利鞘かせぎの必要から、資金運用機関として恵義館を設置したものではなかろうか。貸付金を「御仁恵金」と呼んでいるところには、強制的・恩恵的な匂いがしないでもない。

恵義館は明治初期、豊岡藩の消滅とともに廃止されたようである。